



平成 17 年 12 月 22 日

各 位

横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号
株式会社 システムプロ
代表取締役社長 逸 見 愛 親
(コード番号: 2317 東証第一部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 国 分 靖 哲
電話 番号 045 (640) 1401 (代)
U R L <http://www.systempro.co.jp>

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 22 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 18 年 1 月 25 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を一層高め、かつ有能な人材の確保に資するため、2. の要領に記載のとおり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は 2. の要領(5)に記載のとおり時価を基準とした価額としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 6,000 株を上限とする。

なお、本新株予約権発行の承認を決議した株主総会の終了後において、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

6,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1 株。但し、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の比率で調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記（3）に定める新株予約権 1 個当たりの株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、計算の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

但し、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認める場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないこと並びに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記（オ）により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より 3 年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。

(エ) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。

(オ) その他の条件については、本定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (イ) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合には、取締役会決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 18 年 1 月 25 日開催予定の当社第 23 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上